様式第五号の二　（平26内府令19・追加、平30内府令７・令元内府令２・令２内府令46・令３内府令５・一部改正）

【貸借対照表】

（単位：　　円）

	前事業年度 （　　年　月　日）	当事業年度 （　　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	×××	×××
受取手形	×××	×××
売掛金	×××	×××
契約資産	×××	×××
有価証券	×××	×××
商品及び製品	×××	×××
仕掛品	×××	×××
原材料及び貯蔵品	×××	×××
前払費用	×××	×××
その他	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××
流動資産合計	×××	×××
固定資産		
有形固定資産		
建物	×××	×××
構築物	×××	×××
機械及び装置	×××	×××
車両運搬具	×××	×××
工具、器具及び備品	×××	×××
土地	×××	×××
リース資産	×××	×××
建設仮勘定	×××	×××
その他	×××	×××
有形固定資産合計	×××	×××
無形固定資産		
ソフトウエア	×××	×××
リース資産	×××	×××
のれん	×××	×××
その他	×××	×××
無形固定資産合計	×××	×××
投資その他の資産		

投資有価証券	×××	×××
関係会社株式	×××	×××
長期貸付金	×××	×××
繰延税金資産	×××	×××
その他	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××
投資その他の資産合計	×××	×××
固定資産合計	×××	×××
繰延資産		
社債発行費	×××	×××
繰延資産合計	×××	×××
資産合計	×××	×××
負債の部		
流動負債		
支払手形	×××	×××
買掛金	×××	×××
短期借入金	×××	×××
リース債務	×××	×××
未払金	×××	×××
未払費用	×××	×××
未払法人税等	×××	×××
契約負債	×××	×××
前受金	×××	×××
預り金	×××	×××
前受収益	×××	×××
××引当金	×××	×××
その他	×××	×××
流動負債合計	×××	×××
固定負債		
社債	×××	×××
長期借入金	×××	×××
リース債務	×××	×××
××引当金	×××	×××
その他	×××	×××
固定負債合計	×××	×××
負債合計	×××	×××
純資産の部		
株主資本		
資本金	×××	×××

資本剰余金		
資本準備金	×××	×××
その他資本剰余金	×××	×××
資本剰余金合計	×××	×××
利益剰余金		
利益準備金	×××	×××
その他利益剰余金		
××積立金	×××	×××
繰越利益剰余金	×××	×××
利益剰余金合計	×××	×××
自己株式	△×××	△×××
株主資本合計	×××	×××
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××
土地再評価差額金	×××	×××
評価・換算差額等合計	×××	×××
株式引受権	×××	×××
新株予約権	×××	×××
純資産合計	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××

（記載上の注意）

１．上記の様式は、会社計算規則第３編第２章の規定に基づいて記載すること。

２．上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

３．新株式申込証拠金又は自己株式申込証拠金がある場合には、純資産の部の株主資本の内訳項目として区分掲記すること。

４．ファイナンス・リース取引の貸主側の場合には、リース債権又はリース投資資産により表示すること。

５．資産除去債務については、１年内に履行されると認められるものは、流動負債において資産除去債務により表示し、それ以外のものは、固定負債において資産除去債務により表示すること。

６．工事損失引当金の残高は、貸借対照表に流動負債として計上すること。ただし、同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額を棚卸資産又は工事損失引当金として流動資産又は流動負債に表示することができる。